

広島県告示第六百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十八年十一月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
大竹市小方町小方字道源小屋四五二番一地从先から 大竹市防塵三四七二番二地先まで					
	二〇・〇〇 五四・〇〇	二〇・〇〇 五四・〇〇		一三〇・二二〇	一部拡幅